

扶養手当

質疑応答集

平成24年2月

兵庫県教育委員会

【 目 次 】

認定について

- 1 扶養親族関係 P 1 ~ P 4
- 2 所得関係 P 5 ~ P 8
- 3 手当額関係 P 9 ~ P10

届出期間等について

P11 ~ P14

臨時の任用職員の取扱い

P15

監査等指摘事項

P16

認定事務に際して疑義が生じた場合は、教育事務所の相談窓口へ問い合わせてください。

認定について

1 扶養親族関係

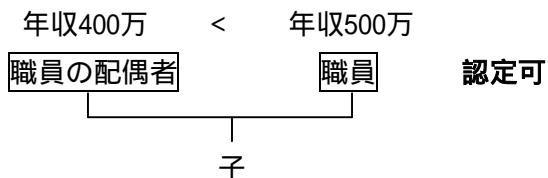
Q 1 職員が他の者と共同して同一人を扶養している場合はどうなるか。

A 職員が主たる扶養者である場合に限り、認定できる。

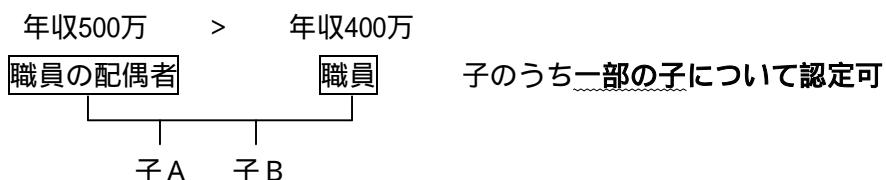
なお、職員が主たる扶養者であるかどうかは、夫婦の収入、家族構成、社会常識等から総合的に判断する。

また、夫婦ともに恒常的な所得があり、共同して2人以上の子を扶養していることが、夫婦の収入・家族構成等の状況から社会通念上、妥当であると認められる場合は、職員の所得が配偶者の所得に達しない場合であっても、共同扶養している子を職員の扶養親族として認定することができる。

【例1】



【例2】



Q 2 戸籍を異にしている実父母を認定できるか。

A 認定できる。

職員が配偶者方の籍に入り、実父母と戸籍が別になった場合でも、職員にとって実父母であることには変わりなく、職員が実父母（満60歳以上であること）を主として扶養していれば扶養親族として認定できる。

Q 3 職員が子のある女性と婚姻をし、その子を職員の籍に入れることなく扶養している場合、認定できるか。

A 職員の実子でない場合は、職員との間に民法の規定による養子縁組をしない限り、扶養親族として認定できない。

Q 4 父に年金所得がある場合、母を扶養親族として認定できるか。

A 単に職員の所得と父の所得を比較するだけでなく、職員が主として扶養しているかという扶養の実態を十分に把握したうえで認定することになるが、父に母を扶養するだけの所得がある場合は、社会通念上、配偶者である父の方が主たる扶養者と考えられる。

なお、別居等特別の事情により、職員が主として扶養していることが明らかである場合は、認定できる。

Q 5 職員の配偶者の父母を認定できるか。

A 認定できない。

職員の配偶者の父母は、姻族であるから扶養親族として認定できない。

Q 6 別居の父母（所得130万円未満）を仕送りにより扶養している場合の扶養認定の基準及び扶養の事実の確認方法は。

A 送金の事実を証明できる書類（銀行振込の控え）及び職員、父母の申立書により確認を行う。

認定の基準については、職員の送金額が父母の合計収入以下であっても、父母の全収入（職員以外の者からの送金額を含む。）の3分の1以上であれば、父母は職員の扶養を受けているものとして取り扱う。

ただし、職員が兄弟姉妹等と共同して父母を扶養している場合は、職員の送金額が最も多い場合に限り、主として職員の扶養を受けているものとして取り扱う。

Q 7 「身体又は精神に著しい障害のある者」は用語の定義・解釈等に記載された以外の障害については認定できないのか。

A 認定できる。

先に記載（扶養手当の認定についてP9）した【障害の程度の例】～以外の障害でも、医師の診断書（決定権者が必要と認める場合は、医師の医学的所見書）により、疾病等により終身労務に服することができないと認められる状態であれば、扶養親族として認定することができる。

Q 8 扶養親族として認定されている配偶者が、県内の公立学校で4月から1年間、非常勤講師として採用されたが、引き続き認定できるか。

A 採用日から向こう1年間の所得見込み額により認定の可否を判断することとなる。

向こう1年間の所得見込みについては、採用先の報酬（通勤交通費含む。）支払い見込み証明により額を確認する。（報酬が月額で定められていること等により、その額で認定の可否が判断できる場合は証明書を要しない。）

Q 9 育児休業中の配偶者（県職員）を扶養親族として認定できるか。

- A (1) 育児休業開始日から向こう1年間の所得見込みが扶養親族の認定基準である年130万円未満で、かつ、育児休業期間中、主として職員に扶養されると認められる場合は認定できる。
- (2) なお、育児休業開始時に向こう1年間の所得見込みが年130万円以上見込まれて扶養親族として認定できなかった場合については、子が1歳に達する日の翌日（子の満1歳の誕生日）を事実発生日として向こう1年間の所得見込により認定を行う。
- (3) (2)により認定できなかった場合については、子が2歳に達する日の翌日（子の満2歳の誕生日）を事実発生日として向こう1年間の所得見込みにより認定を行う。
- (4) 育児休業期間を延長する場合は、延長することとなる育児休業の開始日を事実発生日として向こう1年間の所得見込みにより認定を行う。

この取り扱いについては、育児休業中の者が県費負担教職員でない場合（市町職員、他府県職員等）についても準用する。

【参考】

	判定期間	所 得 の 状 況			判定 結果	判定後の取扱い
		育児休業手当 金	育児手当金 (育児休業)等	その他		
	育児休業 開始日 ～ (1 年間)	50/100		復職後の 給与、そ の他恒常 的な所得		育児休業終了まで 可否を判断しない
(　で ×の者)	子が 1 歳 に達する 日 ～ (1 年間)	50/100 (最長6カ月)	5/100	復職後の 給与、そ の他恒常 的な所得	×	育児休業終了まで 可否を判断しない
(　で ×の者)	子が 2 歳 に達する 日 ～ (1 年間)		5/100	復職後の 給与、そ の他恒常 的な所得	×	

2 所得関係

Q 1 職員の配偶者が3月31日で勤務先を退職し、以後職員の収入のみによって生計を維持することになった場合、4月1日から扶養親族として認定することができるか。
なお、1～3月までの給料は130万円以上、退職手当は4月に約2,500万円支給される。

A 退職後将来に向かって所得がないと推定される場合には認定できる。
扶養親族の認定基準である年130万円以上とは将来にわたって恒常に収入のあるものについての規定であり、1～3月までに給与所得が130万円以上あったとしても、退職後の向こう1年間の推定所得が限度額以内であれば扶養親族として認定できる。
また、退職手当のように一時的な収入による所得は「恒常に得られる所得」には含まれない。

Q 2 扶養親族に農業所得があり、確定申告時に基準年額を超える収入があったことが判明した場合、扶養親族としての用件を欠くに至った日はいつになるのか。

A 確定申告の書類作成日をもって、基準年額を超えることが知り得た日とする。
なお、書類作成日が明らかでない場合は、税務署への申告日とする。

Q 3 個人年金所得は「恒常的な所得」に含まれるか。

A 含まれる。
ただし、1回限りのものは、恒常に得られるものではないので含まない。
なお、掛金は必要経費とはできない。

Q 4 自営業による事業所得がある場合、所得から控除できる必要経費とは何か。

A 社会通念上明らかに所得を得るために必要と認められる経費（税金を除く）で、修繕費や光熱水費等の実額を必要経費としており、所得税法上の取扱いとは異なる（必要経費の実額は、確定申告書の写しにより確認する必要がある。）
詳細は別添のとおり

【自営業による事業所得から控除できる必要経費について】

科 目	必要と認められない経費	内容を確認し判断する経費	
		必要と認められるもの	必要と認められないもの
租税公課			
荷造運賃		内容の確認が必要	
水道光熱費		内容の確認が必要	
旅費交通費		内容の確認が必要	
通信費		内容の確認が必要	
広告宣伝費			
接待交際費			
損害保険料			
修繕費		内容の確認が必要	
消耗品費		内容の確認が必要	
減価償却費			
福利厚生費			
給料賃金		内容の確認が必要	
外注工賃		内容の確認が必要	
利子割引料、借入金利子			
地代家賃		内容の確認が必要	
貸倒金			
税理士報酬			
研修費（学習塾）		事業を維持するためのもの	事業を拡張するためのもの
会議費（学習塾）		事業を維持するためのもの	事業を拡張するためのもの
図書費（学習塾）		事業を維持するためのもの	事業を拡張するためのもの
生徒維持費（学習塾）			
接客サービス費(美容院)			
雑費			

Q 5 職員の妻が学校の非常勤講師やパートタイム勤務の場合、年間推定所得には通勤のための交通費を含めるべきか。

A 含めて計算する。

課税、非課税に関わらず年間所得に含める。

認定にあたっては、辞令等による年間推定所得により認定の可否が判断できる場合は、辞令等を添付書類とし、判断できない場合は、勤務先の証明書による。

Q 6 月間所得が変動する場合の2～3ヶ月の所得実績はいかに取り扱うか。

【例】月ごとの給与支給額が以下のとおりのパート勤務者の場合

11月	100,000円	}
12月	120,000円	
1月	90,000円	
2月	111,000円	
3月	130,000円	}

A 2、3ヶ月の所得の実績により平均月間所得が基準年額の12分の1の額(1,300,000円÷12月)程度以上あり、将来とも同程度の所得が予想されるときはその判定日(給与の支給日)の翌日をもって扶養親族としての要件を欠くに至った「事実の生じた日」として取り扱う。

11月～1月平均:(100,000+120,000+90,000)/3=103,333円

12月～2月平均:(120,000+90,000+111,000)/3=107,000円

1月～3月平均:(90,000+111,000+130,000)/3=110,333円 **基準額オーバー**

の判定日の翌日をもって扶養手当の支給を終了させる。

Q 7 健康保険法第102条の出産手当金は「恒常的な所得」に含まれるか。

A 含まれる。

出産手当金については、失業給付的な要素があり、地方公務員共済組合法第68条第4項による退職組合員の傷病手当金と同質のものであり、傷病手当金が「所得」に該当することから、出産手当金についても「所得」として取り扱う。

(出産手当金)

全国健康保険協会管掌の健康保険被保険者が出産のため会社を休み、事業主から報酬が受けられないときに支給されるもの

Q 8 配偶者が民間企業を離職し、雇用保険法による失業給付を受給することとなったが、扶養親族として認定することができるか。

A 失業給付の額により認定の可否を判断することとなる。

具体的には、基本手当日額の30日分と扶養親族の認定基準である所得の基準年額の12分の1の額（ $1,300,000\text{円} \div 12\text{月}$ ）とを比較する。

【例】離職日：3月31日 求職日：4月1日 待期期間：4月1日～4月7日

基本手当の日額：4,330円 基本手当の支給日数：90日

基本手当の支給期間：4月8日～7月6日

基本手当の支給終了後の状況：収入無し、職員が主として扶養

待期期間（4月1日～4月7日）の取扱い

失業給付には求職日から基本手当が支給されるまでに7日間（退職事由によって延びることがある）の待期期間があるが、この期間は失業給付の支給対象となるないので扶養親族として認定することができる。

4月1日～4月7日は認定可能（4月分の扶養手当は支給可）

基本手当の支給期間（4月8日～7月6日）の取扱い

「4,330円（基本手当の日額）×30」と「 $1,300,000\text{円} \div 12$ 」を比較する。

129,900 > 108,333...

所得基準額を超えるため認定できない。

により待期期間中を扶養親族として認定している場合は、支給要件を喪失することになるので職員の届出を受け支給終了の認定を行う。

基本手当の支給終了後（7月7日～）の取扱い

7月7日から向こう1年間の推定所得が限度額以内であれば、7月7日を事実発生日として認定可能（8月分から扶養手当を支給）

3 手当額関係

Q 1 扶養手当額の具体例

A

【例 1】 扶養親族：配偶者、子 2 人（10歳、13歳）

配偶者	13,000円
子 2 人	13,000円（6,500円 × 2 人）
<u>計</u>	<u>26,000円</u>

【例 2】 扶養親族：子 2 人（10歳、20歳）

扶養親族以外：配偶者

子 2 人	13,000円（6,500円 × 2 人）
加算（20歳）	5,000円
<u>計</u>	<u>18,000円</u>

【例 3】 扶養親族：子 1 人（19歳）、実母

扶養親族以外：配偶者、子（20歳）

子 1 人、実母	13,000円（6,500円 × 2 人）
加算（19歳）	5,000円
<u>計</u>	<u>18,000円</u>

【例 4】 扶養親族：子 1 人（5歳）

配偶者なし

子 1 人	11,000円（配偶者がいない場合の 1 人目）
-------	--------------------------

【例 5】 扶養親族：子 2 人（10歳、20歳）

配偶者なし

子 1 人	11,000円（配偶者がいない場合の 1 人目）
子 1 人	6,500円（配偶者がいない場合の 2 人目以降）
加算（20歳）	5,000円
<u>計</u>	<u>22,500円</u>

【例 6】 扶養親族：実母

配偶者なし

実母	11,000円（配偶者がいない場合の 1 人目）
----	--------------------------

Q 2 扶養親族届の

「4 配偶者のない職員となった（3に該当する場合を除く）」

「5 配偶者を有するに至った（2に該当する場合を除く）」

は具体にどのような場合の届出か。また手当額はどうのようになるのか。

A

配偶者のない職員となった場合

配偶者以外の扶養親族のある職員で、配偶者のいる職員が、婚姻の解消等により配偶者のない職員となった場合は、配偶者以外の扶養親族の扶養手当額が変更になるため届出を行う。

なお、この場合に、配偶者が扶養親族であるときは、配偶者の扶養親族を欠くこととなった届出で兼ねることとなる。

【例】

配偶者あり（扶養親族でない）	増額	配偶者なし
扶養親族：子1人（10歳） 扶養手当額：6,500円		扶養親族：子1人（10歳） 扶養手当額：11,000円

配偶者を有するに至った場合

扶養親族のある職員で、配偶者のない職員が、婚姻により配偶者のいる職員となった場合は、配偶者以外の扶養親族の扶養手当額が変更になるため届出を行う。

なお、この場合に、配偶者が扶養親族であるときは、配偶者の扶養親族としての届出で兼ねることとなる。

【例】

配偶者なし	減額	配偶者あり（扶養親族でない）
扶養親族：子1人（10歳） 扶養手当額：11,000円		扶養親族：子1人（10歳） 扶養手当額：6,500円

「手当額」

対象者	手当額	
配偶者	13,000円	
配偶者以外	1人目	配偶者有り
		6,500円
	2人目以降	1人につき 11,000円
扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子		1人につき 上記額に5,000円を加算

届出期間等について

Q 1 事実の生じた日から15日を経過する場合の15日の起算日はどこからか。

A 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った日（事実の生じた日）や扶養手当月額を変更すべき事由が生じた日の翌日から起算する。

【例 1】子の出生日（事実の生じた日）：4月15日

届出：5月2日

6月分から支給

出生日から15日を経過した後の届出であることから、届出を受理した日の属する月（5月）の翌月（6月）から支給

4月															5月			
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
↑	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	↑	届出	

子の出生日
(事実の生じた日)

この期間に届出があれば
5月分から支給

事実の生じた日から
15日経過した後

【例 2】子の出生日（事実の生じた日）：4月15日

届出：5月1日

5月分から支給

出生日から15日が経過しているが、5月1日は月の初日であるため、5月分から支給できる。

4月															5月			
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
↑	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	↑	届出	

子の出生日
(事実の生じた日)

この期間に届出があれば
5月分から支給

事実の生じた日から
15日経過した後

Q 2 事実の生じた日から15日目が土、日、休日、年末年始の休日の場合の取扱いはどうなるのか。

A 土、日、休日、年末年始の休日の期間の翌日に、事実の生じた日から15日が満了するものとして扱う。

【例 1】 子の出生日（事実の生じた日）：1月22日（土）

届出：2月7日（月）

2月分から支給

事実の生じた日から15日目が日曜日となるため、その翌日（2月7日）までに届出があった場合、2月分から支給できる。

2月8日（火）以降は、事実の生じた日から15日経過した後の届出となり、
2月8日に届出された場合、3月分から支給となる。

1月												2月						
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
↑	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	↑		
子の出生日 (事実の生じた日)												この期間に届出があれば 2月分から支給						

【例 2】 子の出生日（事実の生じた日）：12月15日（木）

届出：1月4日（水）

1月分から支給

事実の生じた日から15日目が年末年始の休日となるため、年末年始の休日期間の翌日（1月4日（水））までに届出があった場合、1月分から支給できる。

1月5日に届出された場合、2月分から支給となる。

12月												1月									
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	年末年始の休日				水	木		
↑	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	↑					
子の出生日 (事実の生じた日)												この期間に届出があれば 1月分から支給									

Q 3 扶養親族である子（20歳）が4月11日に就職して支給要件を欠くことになったが、所属への届出が遅れた場合、扶養手当支給額はどうなるか。

～4月10日：家事手伝い

4月11日：就職（この時点で基準年額を超えることが明らか）

5月2日：（事実の生じた日から15日経過した後）扶養親族届提出（受理）

扶養親族は当該子のみ

A 4月：11,500円（6,500円 + 5,000円）

5月～：0円

届出が事実の生じた日から15日を経過した後に行われているが、減額改定のため、事実の生じた日の翌月（事実の生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定される。

なお、扶養親族が就職した場合、扶養親族届だけでなく、就職先が発行する採用年月日を明示した証明書又は採用辞令等の写しも提出する。

【参考】

事由	事実の生じた日から	
	15日以内に届出	15日経過後に届出
新たに支給要件を満たした場合	事実の生じた日の属する月の翌月から支給（増額）	届出を受理した日の属する月の翌月から支給（増額）
扶養手当の月額を増額変更すべき事由が生じた場合	事実の生じた日の属する月の翌月から減額	
扶養手当の月額を減額変更すべき事由が生じた場合	事実の生じた日の属する月まで支給	
支給要件を欠くに至った場合		

事実発生日（事実発生日から15日経過後に届出を行った場合はその届出受理日）が月の初日である場合の支給開始及び増額の改定は、その日の属する月から行う。

事実発生日が月の初日である場合の減額改定は、その日の属する月から行う（事実発生日から15日経過後に届出を行った場合も同様）。

事実発生日が月の初日である場合の支給終了は、その日の属する月の前月まで支給し、その日の属する月から支給しないこととなる（事実発生日から15日経過後に届出を行った場合も同様）。

Q 4 子が5月20日に出生したが、所属への届出が遅れた場合、その子の扶養手当支はいつから支給されるか。（既に認定されている扶養親族：配偶者）

5月20日：子の出生

6月7日：（事実の生じた日から15日経過した後）扶養親族届提出（受理）

A 7月分から支給する。

6月：13,000円（配偶者：13,000円、子：0円）

7月：19,500円（配偶者：13,000円、子：6,500円）

届出が事実の生じた日から15日を経過した後に行われてあり、増額改定のため、決定権者が届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定される。

なお、子が出生した場合、扶養親族届だけでなく、住民票記載事項証明等の証明書も提出する。

Q 5 職員より事実発生日から15日以内に扶養親族届及び添付書類（増額改定）の提出があったが、添付書類の追加が必要となった場合、その添付書類も事実発生日から15日以内に提出がなければ、受付することはできないか。

A 扶養親族届の提出があった日で受付を行い、追加の添付書類を待って認定を行う。

追加の添付書類については、なるべく速やかに提出すること。

Q 6 隨時確認について、具体的にどういった方法で確認するのか。

A 隨時確認とは、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを確認するものである。

具体的には、次の例により、職員に書類を提出させて確認を行うことになる。

扶養親族に	給与所得がある場合	給与所得（見込）証明書等
	年金所得がある場合	年金額の裁定（支払）通知書等
	事業所得がある場合	所得証明書等

臨時的任用職員の取扱い

Q 1 扶養親族のある臨時的任用職員について、次のような日付で任用が開始された場合、扶養手当の支給はいつから開始されるか。（ 全て任用開始日から15日以内に届出があったものとする。）

4月1日付け

4月2日付け

9月20日付け

A 任用開始日を事実発生日として認定する。

4月分から支給（事実発生日が月の初日なので当月から支給）

5月分から支給（事実発生日が月の中途なので翌月から支給）

10月分から支給（事実発生日が月の中途なので翌月から支給）

Q 2 扶養手当の支給を受けている臨時的任用職員が月の初日（1日）に任用期間が切れ、退職した場合、その月分の扶養手当は支給できるか。

A 支給できない。

月の初日に要件を喪失することとなるので、その前月までの支給となる。

Q 3 扶養親族のある臨時的任用職員が月の初日（1日）に任用期間が切れ、翌日（2日）付けて引き続き任用された場合、その月分の扶養手当は支給できるか。

A 任用が継続しているので、支給できる。

Q 4 扶養手当が13,000円支給されていた臨時的任用職員について、10月14日付で任用期間が満了した場合、10月分の扶養手当はどうなるのか。

A 13,000円を支給する

月の中途の退職の場合、扶養手当は日割計算しない。（=満額支給）

監査等指摘事項（口頭及び事務指導含む）

1 改定時期

減額改定において、事実発生日の翌月から改定することとされているが、届出が遅れた場合に、届出受理日の属する月の翌月から減額改定したため、過大支給となっていた。

（ - Q 3 等参照）

増額改定において、事実発生日から15日以内に届出ない場合の支給開始月は、届出受理日の翌月から支給すべきであるが、事由発生日の翌月から支給したため、過大支給となっていた。

（ - Q 4 等参照）

特定期間にある子に係る加算措置を漏らしたため、過小支給となっていた。

2 認定

扶養親族である子が、満22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し支給要件を欠いたにもかかわらず、電算入力帳票（給与基本事項通知書（その2）「C#12」）の提出を怠っていたため、過大支給となっていた。

扶養親族でない者（扶養手当における扶養親族の対象外である義母）を支給対象者としていたため、過大支給となっていた。

（ - 1 - Q 5 参照）

配偶者の育児休業入りに伴う認定において、向こう1年間に見込まれる所得額の確認に当たり、配偶者に支給される期末手当の把握を漏らして認定していたため、過大支給となっていた。

（ - 1 - Q 9 参照）

所得限度額を超過した者を支給対象者としていたため、過大支給となっていた。

（ - 2 参照）